

福山市公告第12号

公立保育施設における紙おむつ等定額利用サービスについて、業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2026年（令和8年）1月20日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務の概要

(1) 業務名

公立保育施設における紙おむつ等定額利用サービス

(2) 業務内容

公立保育施設における紙おむつ等定額利用サービス仕様書のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日（水）まで

2 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格制限を受けていない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

3 評価基準・評価項目

公立保育施設における紙おむつ等定額利用サービスに係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

4 受注候補者の特定

公立保育施設における紙おむつ等定額利用サービス評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価が最も高い者を、市長が本業務の受注候補者として特定する。

5 参加申込の手続等

(1) 担当課

福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育指導課
広島県福山市東桜町3番5号

電話：０８４－９２８－１０４９

E-mail：hoiku-shidou@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	２０２６年（令和８年）１月２０日（火）
実施要領の配付期間	２０２６年（令和８年）１月２０日（火）から ２月２日（月）まで
質問書受付	２０２６年（令和８年）１月２０日（火）から 同月２６日（月）午後５時まで
質問書に対する回答日 回答方法	２０２６年（令和８年）１月２８日（水） ※市ホームページに掲載します。 (https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 以下同じ)
参加申込書の受付期間	２０２６年（令和８年）１月２０日（火）から 同月２６日（月）午後５時まで
企画提案書の提出者の 選定通知	２０２６年（令和８年）１月２８日（水）
企画提案書の受付期間	２０２６年（令和８年）１月２９日（木）から 同年２月４日（水）まで
プレゼンテーション （ヒアリング）の実施	２０２６年（令和８年）２月６日（金）
企画提案書の選定通知	２０２６年（令和８年）２月１０日（火）（予定）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

２０２６年（令和８年）１月２０日（火）から２月２日（月）まで（土、日、祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第２９号）第１条第１項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）

イ 配付場所

５(1)に同じ。

※福山市ホームページからもダウンロードできます。

(4) 質問書の提出及び回答

ア 質問書の受付期間

２０２６年（令和８年）１月２０日（火）から同月２６日（月）まで（土、日、祝日等（福山市の休日を定める条例第１条に規定する市の休日）を除く。）

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式１）を５(1)のメールアドレス宛てに電子メールにファイルを添付し、提出してください。

※提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行ってください。

※メール送信の際は、件名に「公立保育施設における紙おむつ等定額利用サービスに関する質問」と記した上で、送信してください。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福山市ホームページに掲載します。

6 覚書の締結

- (1) 本業務の覚書は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上、覚書を締結するものとします。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で覚書を締結します。

7 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (4) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (5) その他福山市の指示に違反する場合

8 その他

詳細は、実施要領に定めるところによる。